

令和8年度サークル等助成金交付要領

(目的)

第1 この要領は、石川県トライアスロン協会会員（以下「協会会員」という。）の競技力向上を図るため、共通の目的をもった協会会員のサークル等に助成金を交付することによって、サークルの育成助長と活動の促進を図り、もってトライアスロンの普及・振興に資することを目的とする。

(助成金の対象となるサークル等)

第2 助成金の対象となるサークル等は、次の各号に掲げる要件を具備しているものとする。

- (1) 協会会員の競技力向上を図るために組織されたサークルで、代表者を定め現に活動しているもの。
- (2) 原則として、協会会員を含む会員で組織・構成され、このうち協会会員が5人以上であること。但し、ジュニア会員（小中学生）、高校生会員、大学生等の一般会員が含まれる場合は1人以上とする。
- (3) サークルの運営が次に掲げる事項を遵守しているもの。
 - ア 会員の加入、脱退が自由であり、民主的に運営されていること。
 - イ 初心者との調和を図るための方策を持っていること。
 - ウ 社会通念上、健全なサークルであること。

(助成金の交付)

第3 助成金は、サークル活動に要する経費に対し、予算（賛助会費の内数で本年度は総額3万円）の範囲内において、その一部を交付する。

第4 助成金の対象となる経費は、サークル活動に要する経費のうち、次に掲げる経費以外のもので、当該年度の交付申請までに支出されたものとする。

- (1) 会員に対する飲食費、人件費、謝礼、大会出場費、大会出場旅費
但し、ジュニア強化指定選手の大会出場費、大会出場旅費を除く
- (2) 活動に直接関係のない旅費、備品購入費
- (3) サークル活動上必要なものであっても、個人の所有に属するものと認められるもの
但し、ジュニア会員（小中学生）、高校生会員、大学生等の一般会員を除く
- (4) 助成することが社会通念上好ましくないもの

(助成金の交付先)

第5 助成金は、サークルの代表者に交付する。

(助成金の交付申請)

第6 助成金交付を受けようとするサークルは、1月末日までに助成金交付申請書(別記様式第1号)を、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

ア 当該年度の活動実績報告書

イ 当該年度の決算書(別記様式第2号)及び支出証拠書類(領収書(写)等)

エ 会員名簿(協会会員とその他の会員を区分)

オ その他トライアスロン協会会長(以下「会長」という。)が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第7 会長は、第6の規定による申請書を受理したときはこれを審査し、適当と認めたときは助成金の額を確定し、その旨をサークルの代表者に通知するものとする。

但し、会長は必要があると認めるときは、サークルの代表者に対して、活動の状況報告又は帳簿その他証拠書類等の追加提出を求めることができる。

(助成金の支払)

第8 助成金の支払は、助成金の額を確定した後にこれを行うものとする。

但し、助成金の支払を受けようとするサークルの代表者は、助成金請求書(別記様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(その他)

第9 この要領に定めのないものは、理事会がその都度定める。